

第4回

日本法令の国際発信の推進に向けた 官民戦略会議 議事録

- 第1 日 時 令和5年3月6日（月）自 午後 4時00分
至 午後 5時19分
- 第2 場 所 法務省共用会議室14（オンライン会議）
- 第3 議 題 1 法令外国語訳整備の現状、「民間構成員からの重点要望事項」
に対する対応状況等について
2 AI翻訳について

議 事

○中野参事官 それでは、予定の時刻となりましたので、日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議第4回会議を始めたいと思います。

本会議の庶務を担当しております法務省の参事官の中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、本日の発言方法について御説明申し上げます。御発言される際には挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。挙手ボタンが使えないときは、画面上で見えるように手を挙げていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日は外務省の国際法局長が所用のため、国際裁判対策室長の長沼様に代理で御出席いただいております。

次に、本日の配布資料ですが、事前に資料1から資料3を送付しているほか、参考資料1から参考資料10を送付しております。不足等ございましたら、チャット機能等でお知らせいただければと思います。

本日の議事に入る前に、御報告がございます。本会議の設立当初から座長を務めていただいております柏木先生が今回の官民戦略会議をもちまして御退任されることとなりました。また、「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議の開催について」第2項に基づき、柏木座長から、日本法令外国語訳推進会議の座長を務めていただいている阿部博友先生を当会議の構成員に追加するとの御指示をいただいております。

柏木先生におかれましては、長きにわたり法令外国語訳の発展に御貢献をいただき、心より感謝申し上げます。柏木先生から一言、御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○柏木先生 ただいま中野参事官よりお話がありましたように、私は今回をもちまして座長を退任することといたしたいと思います。理由は簡単でありまして、私の年が、かなり年を取ってきたということでありまして、もう81になっております。若返った方がよろしいだろうということでもあります。これまで皆様に発言、議事の進行につきまして多大なる御協力を頂きましたことを御礼申し上げて、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中野参事官 柏木先生、大変ありがとうございました。

後任の座長につきまして御推薦いただける方がいらっしゃいましたら、挙手の上、御発言いただけますでしょうか。

中村先生、よろしくお願いいたします。

○中村委員 是非阿部博友先生を御推薦させていただきたいと思います。先生については学会等で存じ上げているんですけども、国際商取引の実務と法律にも大変詳しく、また、常に公平公正であることから、座長として非常にふさわしい、正に適任ではないかと考えておりますので、推薦させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中野参事官 中村先生、ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

柏木先生、いかがでしょうか。

○柏木先生 私も大賛成でありまして、阿部先生はスペイン語、ポルトガル語にも堪能でいら

っしょって、語学に対して大変興味をお持ちでいらっしょいます。日本法令外国語訳推進会議の座長をしていらっしょいまして、座長の職務を非常に楽しくやっておられるということをお聞きしておりますので、この官民戦略会議の座長としてもうってつけじゃないかと思ひます。

○中野参事官 ありがとうございます。その他、御意見等ございませんでしょうか。

それでは、阿部先生に座長をお願いしたいと思ひますが、皆様、御異議ございませんか。

それでは、以後の議事の進行につきましては、新たな座長につかれました阿部座長にお願いしたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部座長 阿部でございます。まずは、柏木先生、長い間本当にありがとうございます。

また、本日は皆様に官民戦略会議の座長に推挙いただきまして、感謝申し上げます。身に余る光栄であります。これからは官民戦略会議の座長として、法令外国語訳の発展に貢献できるよう努めてまいります。何分、浅学非才の身でありますので、至らぬ点もあるかと思ひますが、どうぞ御支援のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第を御覧ください。本日は、議題1、法令外国語訳整備の現状、「民間構成員からの重点要望事項」の対応状況等について及び議題2、AI翻訳についての後、それらの内容を踏まえて民間構成員の皆様から御意見をいただきたいと思ひております。

また、本日は議題2に関連いたしまして、凸版印刷株式会社ソーシャルイノベーション事業部アカウントプロデュース本部重点商材拡販チーム課長の永野様にお越しいただいております。AI翻訳の調査研究結果について御講演いただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議題1について事務局から説明をお願いいたします。

○中野参事官 事務局の中野でございます。法令外国語訳の課題と今後の取組方針について御説明いたします。

法令外国語訳の整備につきましては、令和4年度においても、いわゆる骨太の方針などの閣議決定された政策において、これを推進すべきである旨が記載されております。対日投資の呼び込み、あるいは海外の方に我が国に対する理解を深めていただくなどの観点から重要な政策と思ひており、政府全体で法令外国語訳の整備を加速していく必要があります。

本年度においては、昨年4月に開催された当戦略会議で取りまとめた民間構成員の方々からの重点要望事項に沿って取組を実施いたしました。その状況を御説明申し上げます。

資料1の2ページ目です。資料の上段にありますとおり、要望事項及び連絡会議での目標は、2025年度までに少なくとも新たに600本以上の英訳法令等を公開する、また、新たに1,000本以上の英訳法令等の公開を目指すとされています。

実情ですが、下の段にありますとおり、令和3年度は合計81本、令和4年度は、今年2月末現在ですが合計107本を公開しております。前回の会議でも御説明したように、現状では目標の達成に遅れが生じております。この遅れを解消して目標を達成するためには、翻訳する法令を増加させるとともに、英訳原案の作成期間を短縮する必要があります、現在の翻訳整備の在り方を改善していかなければならないと思ひております。

現在の翻訳整備の在り方について御説明いたします。

3ページ目を御覧ください。

現在の業務スキーム図です。まず、この図の⑩にありますとおり、法令所管府省庁の判断において英訳を行う法令を選定し、翻訳整備計画を策定した上で英訳原案の作成を行います。その後、①にあるとおり、法令所管府省庁が作成した英訳の原案を、法務省と専門家会議で所定の検査を行って、法令所管府省庁と最終調整の上、英訳法令の公開に至っております。この⑩と①が目標達成に当たってのボトルネックとなっていると認識していません。

そこで、本年度、各府省庁に翻訳整備状況の実態に関してヒアリングを実施いたしました。

4ページ目を御覧ください。

まず、資料一つ目の○、翻訳整備計画への法令の掲載について御説明いたします。先ほど申し上げたとおり、法令を翻訳するに当たり、まず、法令の所管府省庁は自ら翻訳を行う予定の法令を翻訳整備計画に掲げた上で、英訳原案の作成に取りかかります。そのため、英訳法令の数を増やすためには、翻訳整備計画に掲載する法令数を充実させる必要があります。この翻訳整備計画に法令を掲載した理由を、法令所管府省庁からヒアリングいたしました。そうしたところ、例えば、官民戦略会議の民間構成員から翻訳の要望があった法令が、重点的に翻訳すべき分野の法令に該当したとの説明がありました。他方、法令を掲載しなかった理由は、この資料の②にありますとおり、官民戦略会議の民間構成員からの翻訳の要望があった法令が、重点的に翻訳すべき分野と関連しなかった、あるいは予算の都合上、翻訳対応が困難だったとの説明がありました。

次に、二つ目の○、英訳原案の作成期間について御説明します。現在、法令所管府省庁における英訳原案の作成は、法令の公布あるいは改正から平均して約2年以上かかっています。この理由については、主に、法改正が行われた年度においてはそのための予算がない、あるいは多忙であるため法令外国語訳整備の取組に従事する時間がない、また、法令改正担当者の英語力によって作業の進捗状況が大きく左右されるとの説明がありました。

5ページ目を御覧ください。ヒアリング結果を踏まえると、目標達成のための主な課題として、翻訳整備計画への掲載の判断が法令所管府省庁に委ねられている点、また、法令所管府省庁が英訳原案を作成する予算や時間的余裕がない点、この二つがあるものと考えられます。

次に、6ページ目を御覧ください。そこで、この課題を解決して今後の翻訳整備の在り方を改善するための方策として、例えば、「2020年重点要望事項に該当する分野の法令であって本会議において翻訳整備を求める法令については、原則として翻訳整備計画に掲載することを関係省庁連絡会議に求める」、「英訳原案の作成の工程にA I 翻訳を導入するとともに、現在の業務スキームを見直して法令所管府省庁の業務負担軽減を図る」、こういったことが考えられるところであります。原則として翻訳整備計画に掲載するとした法令を掲載しない場合には、必要に応じて官民戦略会議に対して、法令所管府省庁から翻訳整備計画に掲載しない理由を説明するというのも、あわせて構成員の皆様から後ほど御意見を賜りたいと考えております。

最後に、7ページ目を御覧ください。これは、今後の目標達成に向けたロードマップです。オレンジの矢羽根はこれまで実施した取組です。今後、A I 翻訳の導入を契機とした新たな業務スキームの導入、品質検査体制の更なる強化などの青色の矢羽根に関する取組を実

施して、引き続き目標の達成を目指して取り組んでまいりたいと考えています。

A I 翻訳に関する重点要望事項への対応状況については、次の議題 2 において詳しく説明させていただきます。議題 1 については以上です。

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に移ります。議題 2 は、A I 翻訳についてであります。

まずは事務局から、本年度に実施した A I 翻訳の調査研究に関する報告の上、凸版印刷株式会社、永野様に御講演いただきしたいと思います。

まずは、事務局から御説明をお願いいたします。

○中野参事官 引き続き、事務局の中野から御説明申し上げます。A I 翻訳について、これまでの経緯などを御説明申し上げます。

資料 2 の 1 ページ目を御覧ください。A I 翻訳の活用については、平成 31 年度及び令和 3 年度に検証を行いました。その課題を踏まえて、今年度新たに A I 翻訳の導入に向けた実証研究を行いました。

まず、令和 3 年度の検証において浮かび上がった課題は、主として 2 点あります。

この資料の課題①と課題②とあるところですが、1 点目は、不適切な主語の補いであり、日本語では、文脈から主語が明らかな場合、例えば主務大臣という主語を省くことがあります。これを A I が英訳する場合には、総理大臣などと不適切な主語を補うということがありました。2 点目ですが、訳語の不統一や専門家の会議において作成している法令用語日英標準対訳辞書又は法令翻訳の手引きに準拠していないことです。

例えば、我が国の法令を翻訳する場合、s h a l l を用いないこととなっているのですが、A I が英訳する場合には s h a l l を用いてしまうというものがあります。今年度はこれらの点について、A I による学習強化や、A I だけでなく別途のアプリを活用することで対応可能か調査しております。具体的な内容につきましては、この後、別に御説明いただくこととしています。

2 ページ目にありますとおり、調査の結果、総体として評価すると、A I 翻訳を導入しつつ、人による品質検査の在り方を見直すことで、英訳の原案の作成及び公開までの期間短縮につながるものと評価できました。

参考資料 5 として、調査研究結果の報告書を配布させていただいております。適宜御参照いただければと思います。

今般、A I 翻訳システムの開発費用が措置されました。本調査研究の結果を踏まえて、令和 5 年度から A I 翻訳システムの開発に着手して、法務省で試行的に導入していく予定です。また、A I 翻訳を本格導入すると英訳原案の数が増加することが想定されます。これに対して翻訳の品質を担保するためには、非常に厳しい財政状況の中ではありますが、品質検査を行うネイティブアドバイザー及び法令翻訳コーディネーターについて十分な体制を確保していく必要があると考えられます。引き続き高品質な英訳法令を公開できるよう、その環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上で当局の説明を終わります。

○阿部座長 ありがとうございます。

それでは続いて、凸版印刷株式会社、永野様から、A I 翻訳の調査研究結果について講演を頂きます。講演の後に質疑応答の時間を設けますので、御質問のある方はそのときにお

願いたします。

それでは、永野様、よろしく願いたします。

○永野様 ただいま御紹介いただきました、凸版印刷の永野と申します。私からは、令和4年度に実施した調査研究業務の成果概要についてお話をさせていただきます。

3ページを御覧ください。初めに、先ほど法務省様からも説明がございましたが、令和3年度に抽出された課題につきまして簡単に御説明いたします。一つ目の課題は、不適切な主語の補いです。日本語では既出の主語を省略することがありますが、英文では主語が必要であることから、AI翻訳で原文に存在しない主語が誤って補われるということがあります。今ここに記載してある例では、本来、既出の法務大臣を示す *That Minister* などが補われるべきところ、首相を意味する *Prime Minister* が誤って補完されている例となります。

続いて、4ページを御覧ください。二つ目は、訳語の不統一、法令用語日英標準対訳辞書及び法令翻訳の手引きへの非準拠です。こちらは複数の内容を含みますが、ここでは法務省様から御説明のあった *shall* の例とは別に、各号の先頭文字は小文字とする、号の表記は小文字のローマ字といった複数の誤った訳出を含む例について御紹介をしておりますので、御覧ください。

続いて、5ページを御覧ください。この2点の解決を目指して、令和4年度の調査研究で実施したのは大きく三つの事項です。一つ目は、課題解決のための翻訳システムの構築、二つ目は、構築した翻訳システムによる翻訳サンプルの生成、三つ目は、そのサンプルの評価・分析です。

続いて、6ページを御覧ください。先ほど申し上げた翻訳システムに関しまして、概要を御説明します。翻訳システムは、翻訳を行う翻訳エンジンを含む訳出システムを指し、大まかにはこちらにある図のような形で構成をされております。

7ページを御覧ください。ここで申し上げた翻訳エンジンとは、深層学習を利用したニューラル機械翻訳のことを指します。ニューラル機械翻訳のことを通称AI翻訳と呼んでおります。AI翻訳では、日本語と外国語の対訳文を使用して深層学習を行うことによって、翻訳モデルと呼ばれるデータベースを構築します。この翻訳モデルを利用して、翻訳エンジンが翻訳処理を実行します。調査研究では、国立研究開発法人情報通信研究機構、通称NICTが構築した法令契約モデルをベースとして活用しました。NICTは、御存じかと思いますが、自動翻訳技術の研究開発を推進している国立の研究組織となります。

8ページを御覧ください。翻訳システムを構築する上では、二つの改善策を検討しました。一つ目は、構築済みの翻訳モデルをベースに、対訳文を追加学習し、より法令翻訳に特化した翻訳モデルを作ることです。二つ目は、翻訳エンジンの前後に別途、機械処理を組み込む前後処理プログラムを作ることです。この二つの改善方式を含むプログラムを翻訳品質改善プログラムとして実装いたしました。

9ページを御覧ください。課題1、不適切な主語の補いに対する改善策についてです。翻訳モデルを作成する上で、本業務では、JLTから収集した最新の対訳文から原因となる対訳を含む対訳文を取り除き、対訳データの質を向上させた上で、前述のNICT法令契約モデルに追加学習を実施しました。AI翻訳の根本であるデータの質を向上させることで、本課題の解決を目指しました。

続いて、10ページを御覧ください。課題2についての改善策となります。法務省様から御説明のあったshallへの対応については、法務省様はアプリケーションによる一律置換などの処理を御検討されていましたが、弊社からは追加学習での改善が適切と考えて御提案いたしまして、実施したところ、shallは出現なくなり、品質は改善いたしました。こちらに書いてある例に関しては、条・項・号の表記に関する課題を挙げています。本課題は、追加学習のみでは解決が難しいことから、まず、日本語側から条・項・号を除去した上で追加学習を実施しました。その上で、条・項・号等を除去した本文を別途翻訳し、結果を機械的に統合するというプログラムを実装しました。追加学習と前後処理を組み合わせることで、法令翻訳の特殊な課題の解決を目指しました。

11ページを御覧ください。以上二つの課題事例の翻訳結果について御報告します。不適切な主語の補いについては、追加学習により、改善事例のようにPrime Ministerがthe Minister of Justiceと正しく翻訳されるようになり、改善いたしました。例を御覧いただければと思います。

続いて、12ページを御覧ください。条・項・号につきましても、おおむねこの改善例のような形で改善されておりました。一部未改善の項目もありましたが、解決策が講じられるものでした。

13ページを御覧ください。このように、翻訳結果はおおむね良好でしたが、一部新たな課題も出ております。一つ目は、追加学習の際に利用する対訳文から誤ったものを除去する際の対応です。今回の調査研究では、正確性を高めた最新のJLT対訳から、原因となる対訳文の除去を実施した上で追加学習を行い、課題は改善しました。一方、追加学習による全体の訳出変化や対訳除去の影響と思われる訳出悪化が一部認められました。これを踏まえると、追加学習、とりわけ新たな対訳を用いて行う追加学習に関しては、実施に向けて慎重な判断が必要であり、実施の際は入念な調整が必要であると考えます。

また、複数のルールが抵触し合う場合、課題の解決を阻害することが分かりました。例えば、単語の頭文字を大文字化するというルールと特定の専門用語を辞書登録するというルールがバッティングした場合などがこれに当たります。この場合は、ルールを改めて整理し、改善プログラムを修正することで改善が期待できると考えます。

このように、改善に当たっては幾つかの注意事項があることから、翻訳システムの導入や、そこからの追加学習、新ルール導入に当たっては、テストを実施した上で入念に調整することが必要になると考えます。

14ページを御覧ください。このように、一部新たな課題も発見されましたが、翻訳の品質は翻訳品質改善プログラムを搭載することにより大幅に向上しており、法令外国語訳業務において英訳法令の原案作成にAI翻訳が有用であることが確認できました。ただし、日本語としても構造が分かりにくい文については、英文として成立していたとしても、解釈が正しいか等について人の目で確認する必要があるとか、大文字、小文字、単数型、複数型、文脈に応じた訳語の選定等については、機械的に判断することは難しいと考えられます。このことから、人による確認、修正を前提とし、チェックの在り方についても充実させることを検討すべきであると考えます。

結論として、翻訳品質改善につながった改善プログラムと、その継続的な調整に加え、法令外国語訳における翻訳品質のチェックの在り方を充実させた上で英訳法令の原案の作成

に臨むこととすれば、英訳法令の原案作成までの期間を抜本的に改善でき、英訳法令の原案作成期間短縮の結果及びチェック体制の充実等によって、公開までの期間も短縮できるようになると考えております。

最後になりますが、開発したシステムのデモンストレーションを実施させていただきます。

簡単にシステムの御説明をさせていただきます。このようにログイン画面がありまして、システムにログインいたしますと、ファイル翻訳、翻訳という二つのメニューが左上にあります。この中で、まずファイル翻訳を選択いたします。このようにファイルをドラッグアンドドロップすると、登録されるという仕組みになります。今登録されたものについて翻訳というボタンを押しますと、画面の下側に待機中という表示が出ております。本画面で法令翻訳モデルというものを選択すると、法令契約モデルに翻訳品質改善プログラムが実装されたシステムで日本法令を英語に翻訳することができます。法令契約翻訳モデルや、こちらに今映したような汎用翻訳モデルというのは、NICTの提供しているモデルそのままですので、翻訳品質改善プログラムは適用されていません。

今回は例として、こども家庭庁設置法のワードファイルの翻訳を実施いたします。少し時間が掛かりますので、先に翻訳しておいた結果をダウンロードしたものを映させていただきます。今映っておりますのが、こども家庭庁設置法の一部の日本語原文です。こちらを機械翻訳をかけた結果を今から映させていただきます。今映っておりますのが英語に訳された法令の結果となります。このように、短時間で、この内容については正確な翻訳結果が得られているというところをお分かりいただければと思います。

続きまして、翻訳画面について御説明をさせていただきます。今御説明したのが、ファイルを登録するとファイルが翻訳されて出てくるというものになりますけれども、こちらで映しているのは、文章を登録すると、その文章がその場で翻訳されるという仕組みになります。今こちらに張り付けた文章を、翻訳というボタンを押して翻訳をいたします。こちらは例として、s h a l l、h e / s h eなどの性別表現といった、含まれてはいけない単語を含む訳出の改善事例について御紹介をします。今、二つ翻訳結果が出ていますけれども、上の方がNICTが提供している法令契約翻訳モデル、そのままになります。今回の翻訳品質改善プログラムを実施したものが、下の法令契約モデルという名前で訳されているものになります。上の方はs h a l l、h e / s h eが含まれているということが分かっていただけと思うんですが、下の方はそのs h a l l、h e / s h eの部分が無くなっているというところで、課題が解決されているといった事例になります。ただ、見ていただくと、課題解決だけではなくて、訳出の構造全体が少し変化しているということが分かっていただけだと思います。先ほど申し上げたように、追加学習を実施した際は想定外の変化がないかなど、十分な品質チェックが必要となるということがこの事例でも分かっていたかと思えます。

以上で弊社からの御報告を終了します。ありがとうございました。

○阿部座長 ありがとうございました。

ただいまの講演を受けまして、AI翻訳の調査研究に関する御質問等があれば、挙手ボタン等にてお知らせをお願いいたします。いかがでしょうか。

○中村委員 資料の13ページ目になりますけれども、一番下のところに、翻訳システムの導入や追加学習、新ルール導入に当たっては、翻訳品質についてのテストを複数の法令を用

いて実施し、入念な調整が必要であるというふうに書かれておりますけれども、おおむねどのような期間が必要と、時間的なスパンが必要と考えられているのかということと、繰り返すことによって、経験することによって、それがどんどん短縮されていくかということとをちょっとお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○永野様 御回答申し上げます。期間については、出てきたものを、まず内容評価をいたしまして、受託業者で評価する部分と、法務省様で場合によっては評価いただく部分というところが出てまいります。その出し戻しでどれぐらい掛かるかということですので、これ自体は本当に、その評価をする時間ということになるので、長くても数週間であったりとかということと可能だと考えています。それがだんだん短縮されていくかという点に関しては、その評価の時間が短縮されていけば、短縮はされていくものだと考えていますけれども、必ずしもそれが1か月に1回とかという形でやるわけではないので、半年に1回や1年に1回というところで、その数週間を使ってバージョンを上げていくという形になりますので、大きな支障にはならないというふうに考えています。

○中村委員 ありがとうございます。私が所属している学会では量と質、スピードアップを求める声が多かったものですから、質問させていただきました。ありがとうございます。

○阿部座長 ほかにいかがでしょうか。

フット先生、お願いいたします。

○フット委員 御報告ありがとうございます。他の言語、英語以外の言語への翻訳は、AIによる翻訳にどのぐらい期待できるのでしょうか。

○中野参事官 法務省からお答え申し上げます。他の言語ですが、今回の実証研究におきましては、まずは英語ということとさせていただきます。その後、他の言語への展開というのは、これは政策的なものもはらんでいるかなと思います。もちろん我々としては期待はしているところではあります。

○阿部座長 ありがとうございます。

ほかに御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、以上といたしまして、次に意見交換に移りたいと思います。

これまでの内容を踏まえて、まず民間構成員の方々からお一人最大3分程度の持ち時間で御意見を頂きたいと思います。

意見交換に先立ちまして、議題1で説明があった今後の翻訳の在り方に関する参考資料として、今後の法令公開数について、現状ベースでの公開見込み数と目標達成のために必要な数を比較したものとして参考資料6、そして、過去5年間における法令の公布、改正から英訳法令の公開に至るまでの平均所要日数として参考資料7、事務局が作成した新業務フロー図案を参考資料8、そして、各府省庁における法令公開数の実績値として参考資料9をそれぞれお配りしておりますので、意見交換に当たってはこれらの資料も参考としていただければと存じます。

それでは、最初に大内委員からお願いしたいと思います。

○大内委員 御指名ありがとうございます。経団連の大内でございます。大変有意義なことに取り組んでいただいていると思って感謝申し上げます。私からは4点意見を申し上げます。

1点目は、経済界から見ますと対象法令は金商法、会社法、競争法等、必ずしもそれほどたくさんのものが必要ではないのではないかと考えております。その代わりとっては何なんですけれども、一方で法律に限らず、経済界の立場では、海外の会社様と提携を結ぶようなとき、日本の法令はどうなっているのかということをお説明申し上げるような際に使いたいわけですが、そうすると重要な政令、省令についても併せて英語があるということが望ましく、法律だけでは必ずしも足りないとも思っております。

加えて、そういった政省令の改正がタイムリーに反映されていないと余り意味がなく、非常に改正が多いものですから、やはり英語版は理想型では日本語の法令が公布されるときに同時に公開されるということであってほしいと。仕事の仕方としては、各役所様、大変忙しいと思っておりますけれども、法令の改正を国会で審議していただいている最中に英語版を用意しておいて、必要な修正を加えて同時に公開される、こういうようなことが多分望ましいのではないかと考えます。そういう意味では、数を絞っていただいてもタイムリーさを取っていただきたいかなと思っております。

その意味では、先ほどプレゼンしていただきましたAIなどを使って必要なプロセスをできるだけ効率化して、タイムリーさを目指していただくというのは大変意義深いものだというふうに思っております。つきましては、今日御説明いただいたような取組を是非積極的に進めていただきたいと考えております。

以上です。ありがとうございました。

○阿部座長 大内委員、ありがとうございました。

続きまして、中村委員にお願いいたします。

○中村委員 私の方からも少し、感謝と意見を述べさせていただきたいと思っております。私どもの学会では企業法務に携わっている会員も何人かおまして、その方々からは、海外の新規の取引先の企業に日本法を説明するときに非常に有用であると、非常に役立っているということで感謝しているという声結構多かったということで、今後ともこの事業を続けてほしいという要望が強くありました。

同時に、やはり量と質、スピード向上を求める意見もたくさんございました。例えば、今はかなり以前に比べてサイトの使い勝手もよくなってきました。辞書検索とか、あるいは文脈検索、概要情報等が設けられて、使い勝手がかなり向上してきたと思います。さらに、今後はもっとも使い勝手をよくしていただくために、例えば、キーワード検索の際に着色をするなど、キーワード検索すると法令が出てくるんですけども、そのキーワード入力した文字のところに色を付けてもらおうと、長い法令でもすぐ発見することができますので、そういったような工夫で使い勝手を向上してほしいというようなこと、あるいは、法令の概要を今、幾つかは載せていただいているんですけども、それを、例えば視覚資料も載せて、ぱっと見て法令の内容がおおよそ分かるような形にしてみよう、こういったような形で工夫をしていただけると、なおよいのではないかと意見がございました。

もう一つの意見として、どんなによいサイトを作っても、これが利用されないという意味がないということでもありますので、積極的にPRしてほしいと。例えば、日本の在外の機関でありますとか、在外の大使館でありますとか、あるいは外国で事業活動の普及を進めているジェットロにリンクして、ジェットロは若干、今のサイトを見ると時々このJLTのアクセス、アドレスが出てくるんですけども、それをもっと分かりやすく表記してもらおうとか、

あるいは大学、海外の大学ですよね、あるいは日本法の研究所とか海外の大学で日本法の強い大学の方にこれを知らせてリンクを張ってもらおうといったような形で、積極的に利用してもらえそうな工夫が今後必要になるんじゃないかという意見も強く学会内からはあるということでもあります。

簡単ではございますけれども、以上になります。

○阿部座長 中村委員、ありがとうございました。

続きまして、セドラック委員、お願いいたします。

○セドラック委員 ありがとうございます。日本に対する投資を促進するためには、官民戦略会議の民間構成員が主要な要求事項に挙げている分野の法令の翻訳が進むことが大切と考えます。

この官民戦略会議において法令の翻訳が必要な重点要望分野については、原則として法令の翻訳を進めるための措置を講じていただきたいと思います。

ただ、翻訳整備の原則化といっても、予算やそのほかの理由により、どうしても対応できない場合も考えられると思います。そのような場合には、当該省庁から翻訳を整備することができない理由の説明を求めていただくようにしていただきたいと思います。

最後はちょっと、もう一つのポイントがあつて、もしホームページのテキストはPDFだけではなく、ワードもあればよいと思います。そうすれば、ユーザーはすぐ、自分でAI翻訳ができ、それは便利かなと思います。オフィシャルトランスレーションが出る前に、取りあえずの翻訳の文章を大体、ユーザーは見たいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○阿部座長 セドラック委員、ありがとうございました。

続きまして、フット委員、お願いいたします。

○フット委員 ありがとうございます。まず最初に、柏木先生の、それこそ司法制度改革推進本部の国際化検討会で座長を務められた段階から法令外国語訳プロジェクトの発想、発案からこれまで20年以上にわたって、正に柏木先生の御尽力によりここまで来ましたので、感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

この資料1の4ページ目には、掲載しなかった理由のところ、「重点的に要望する分野と関連しないと判断した」ということで、私はその重点的な分野は、正に取り組むべきではあるけれども、決してそれだけには制限していないと思っていました。どうやら所によっては、重点的な分野には該当しないので全然取り組まなくていいというふうに理解されているようなので、それはちょっと心配であるように思います。そうであるならば、より具体的に、重点分野とは何なのかということもそうですけれども、また、あるいは重点的な分野を更に広げるべきなのではないかと思えます。

といいますのは、昨年、翻訳を要望する法令をリストアップするようと言われて、日米法学会の立場から、海外における日本法に関する研究、あるいは日本の政治に関する研究の観点から、特に日本の政治制度や司法制度の基本的な構造に関わるような法令を調べてみました。いくつかの例を挙げますと、国会法ですとか内閣府設置法、国家公務員法、警察法、検察庁法、そして最近かなり注目をされている憲法改正手続に関する法律など、様々なものを調べてみました。あまりにも基本的なものばかりなのでつきりもう翻訳済みであると思っていましたけれども、念の為チェックしてみました。まだ翻訳済みではな

いということを発見して、ちょっと驚きました。ですので、特に海外研究者や学生の間で関心が高い、日本の政治や司法の構造、日本の政治制度の根本に関わるような法令を、令和4年度に翻訳を要望する法令のリストに載せました。今年度、同様に翻訳を要望する法令リストを提出するよう頼まれたとき、昨年にリストアップした法令の状況をもう一度調べました。国家公務員法は翻訳済みですが、他のものはまだ翻訳されていないようです。推測ですが、国会法や憲法改正手続に関する法律などは、重点的分野に関連しないと判断されているのではないかと思います。そうであるならば、海外研究者、海外の学生などに関心の高いものに関して、それもあるいは重点的分野として加えるべきなのか、あるいはほかのところで、こういうようなものをより具体的に挙げたらよいのではないかと思います。

最後に、これも以前も申し上げたと思いますが、翻訳するかどうかの判断はどうかや各府省庁に委ねられているようで、相当ばらつきがあります。そのことに関して、翻訳の加速の阻害の一因ともなっていますが、それに関する何らかの取組も必要なのではないかと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○阿部座長 フット委員、ありがとうございました。

続きまして、大島委員、お願いいたします。

○大島委員 日本商工会議所の大島でございます。我が国の法令などの外国語訳整備は、政府の最重要施策の一つに位置付けられており、とりわけ海外、外国からの投資を呼び込む上で、経済法規や知財を始めとするビジネスに関する法令の英語化は不可欠です。我が国の国際競争力を強化する観点からも、グローバル社会に対応したビジネス環境整備に優先的に取り組んでいただきたいと思っております。その観点から、法令外国語訳の課題と今後の取組方針について、2点申し上げます。

まず、英訳法令公開数の目標と現状における実績についてですが、令和2年度及び令和4年度に示した重点要望事項での公開目標を下回る見込みであることは残念に思います。作成いただいたロードマップに従って進められるよう、各種業務のキャッチアップや、必要に応じたロードマップの見直しが必要です。法令を所管する府省庁により公開法令数に開きがあることが読み取れますが、低い水準で推移している府省庁に対しては、なぜ対応が難しいのか、それぞれの事情や理由を明確にして、個別の対策を講じることが必要であるというふうに考えます。

今後の対応として、各府省庁に対して、翻訳整備計画に掲載しない場合、その理由を説明いただくルールにするとされていますが、結果として各府省庁にきちんと対応していただくための実効性を持ったルールとすることが重要であると考えます。各々の法令につきましては、国際取引における重要性という観点から明確な優先順位を付けて、外国語訳の推進を後押しするルール作りをされることを希望いたします。

また、法務省の事務局からは、法令外国語訳整備の予算の確保について御苦勞されているというお話を伺っております。改めて法令外国語整備の必要性、重要性について確認の上、予算確保の観点も踏まえ、長期的な視野に立ち、20年後の在るべき姿を見据えたグランドデザインを描くことが必要と思っております。

最後に、日本商工会議所では毎月、全国の会員中小企業に対する景況調査を実施しており、

昨年7月には海外ビジネス展開についての調査を行っております。その中で、現在輸出入などの海外ビジネスを展開している企業は2割弱であり、うち4割が更なる海外ビジネスの拡大を検討しています。一方、海外ビジネスを行っていない8割の企業の約半数が、課題として、信頼できる現地ビジネスパートナーの確保を挙げております。こうした現状からも、日本法令の外国語訳を広げることは、信頼できる現地ビジネスパートナーと中小を含む我が国企業が安心して取引できる環境整備に大いに資するものと考えます。是非とも引き続きの取組をお願いいたします。

私からは以上です。ありがとうございました。

○阿部座長 大島委員、ありがとうございました。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

○小林委員 御紹介いただきました、日本弁護士連合会会長の小林でございます。本日は貴重な御意見、発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。令和5年度以降の法令外国語訳の整備プロジェクトの推進について、民間団体の一代表といたしまして、利用者の目線からお話をさせていただきたいと思っております。

法令外国語訳整備プロジェクトについては、本日、議題1で御報告いただきましたとおり、令和3年度から7年度までの5年間に英訳法令等、新たに600本公表されたい、1,000本の公開を目指す、という重点要望が設定されているわけでありまして。関係省庁連絡会議でも、そのような重点要望の達成に向けて取組の推進をするということが承認されているわけでありまして。

しかしながら、先ほどのお話では、資料1によりまして、令和3年度の英訳法令の公開数は81本、令和4年度は2月末現在で107本であって、残念ながら目標達成のための年間目標には追いついていない現状があるという御指摘がございます。この日本法令の外国語訳整備プロジェクトというのは、日本の競争力の強化、あるいは日本に対する国際理解の推進、法制度整備の支援促進を推進していく上で、とても大事な役割を果たすものでございます。現状を改善し、設定した目標を実現していくことが期待されていると考えております。

そのためには、今日の資料1の5ページの目標達成のための課題、それから、6ページにあります、各課題について今後の対応策の案と、これに示されておりますように、一連の作業の構造的な見直しと併せて、各省庁間の作業負担の軽減を図ると、これが目標達成のためには非常に重要であろうと考えております。

法務省においてAI翻訳の活用可能性等について累次の調査研究が進められた結果、AI翻訳のシステムが飛躍的に向上されて、来年度から法令外国語にAI翻訳を活用できる環境が整ったと伺いました。AI翻訳の導入によりまして一層の効率化が図られることが見込まれるようですので、各省庁担当者の作業負担軽減の点から、大いに活用されることを期待しています。今後はこのAI翻訳のスキームが順調に定着して安定した運用が行われるということで、法令の英訳に要する時間が短縮されると、対象法令や公開数の増加につなげていくという目標が達成できるよう、法務省と関係省庁とのより一層の円滑な連携を期待しています。

それから、先ほど大島委員からもお話がございました。この予算のところですね。やはりこのプロジェクトの重要性に鑑みると、十分な予算と人員を充てていただく、そのことを

私どもも要望したいところがございます。特に、A I 翻訳を導入することで翻訳作業の速度が上がると、それをチェックする体制も当然構築する必要がありますので、予算と人員の充実が特に望まれると思います。

今申し上げました点を含めまして、本会議での我々民間構成員の要望につきましては、新座長におかれましてもお取りまとめいただいた上で、政府に提出していただければと考えているところがございます。

お時間を頂きました。ありがとうございました。どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○阿部座長 小林委員、ありがとうございました。

続きまして、山田委員にお願いいたします。

○山田委員 どうもありがとうございます。欧州ビジネスカウンスルの声ということでお話をさせていただければと思います。

二つ申し上げたくて、一つは、もう皆様のものすごい努力の結果で、非常にプロセスとしては徐々にやはり進んでいるということが大変感銘を受けながら、さっきのA Iのプロセスもすごいなと思いながら拝見しまして、引き続き正式な和訳ということが続けていただきたいと。

もう1個は、さっきセドラック先生からもお話がありましたけれども、取りあえずのものでもできるようなシステム、この二つをちょっとお話したいんですけども、一つ目の方は、私自身も欧州企業、欧米企業を拝見してまして、やはりコロナが終わりまして、欧州企業の日本の駐在員、法務部の方も含めてなんですけれども、あとは欧米の弁護士さん自体も、ビザがまた取れるようになったということで、かつ、アジアの地政学上のいろいろな動きがありまして、そんなに急激ではないんですけども、日本をアジアの拠点ということで戻すという欧米企業が結構、大っぴらにやらないんですけども、国によっては、出ることでリストに載ってしまってサンクションなんていうこともある国もあるものですから、見えない形で日本に移しているなんていう企業が結構ありまして、要は、日本をベースに日本業務をやる法務関係者で日本語ができない方というのが非常に増えているということで、結局、欧米企業なんかですと、意思決定を行う本国との意思疎通という観点から、やはり日本語でバイリンガルの方でも、フルに本国と母国語で話す人とはやはり違うんですね、ということで、やはり日本語ができない人を日本に置いてビジネスをするというのが、まだビジネスモデルだということで、今正に是非、正式な翻訳をこれからも進めていただきたいと。

残念ながら日本企業と欧米企業だったりする契約で、日本法、日本のビジネスの、例えば合弁企業とか契約だったりするのに、日本の法律が分からないので不安なので、シンガポール法準拠という契約が結構増えていまして、仲裁の制度とかも影響はあるんですけども、やはり日本語しかないというのが不安の要因の一つということは、よく耳にしますので。

もう1個は簡単に、さっきセドラック先生もおっしゃっていた、我々も今、A I が相当進んでいますので、完璧なものというのを追求せず、その場ですぐA I でかけて、取りあえずといってビジネスを進めるということが非常に多くなってきていまして、この翻訳も、さっき凸版印刷の方で見せていただいた、もちろんライアビリティーとかの話もあるんだ

と思うんですけれども、ライアビリティーは負わないからねという前提で、何かこの法令翻訳に向けたテラーできたA Iのものを政府として開示、サブスクリプションでお金を払うものでもいいと思うんですけれども、これを訳したいというときに、ぱっと乗せて訳せるという、ガイドラインとかも、いろいろ今回のロシアの制裁なんかでも、すぐに見られるというのがものすごく価値があると。なので、正式なものと、ライアビリティーとかもみんな負いませんよというデクレはした上で、すぐ取りあえず訳せるもの、この二本立てでやられたらどうだろうと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○阿部座長 山田委員、ありがとうございました。

それでは、私の方からも幾つかお話をさせていただきたいと思います。

翻訳整備計画に掲載する法令数を増加させること、そして、法令外国語訳の業務にA I翻訳を今後、活用していくという方針には賛同いたします。その上で、A I翻訳を活用する場合に、A I翻訳では処理が難しい点があるという報告もあったことも事実でございます。その上で、翻訳原案の作成期間が短縮されることで法令翻訳数が増える一方で、チェックがおろそかになって翻訳の品質が低下したものを公開することになると、このプロジェクトの信用にも関わりますし、誤訳による実際の弊害も懸念されるところであります。したがって、最初に申し上げた方針の下で、法務省におかれましては、更にネイティブアドバイザー等を増員するなどしていただいて、スピードと正確さのバランスが取れた形で品質検査体制を整備していただきたいというのが私の希望でございます。

それでは、今まで各委員から提出いただきました御意見を踏まえまして、効果的な翻訳整備の方策について意見交換を行いたいと思います。どなたからでも結構ですので、御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特に御意見等ないようでございますので、よろしければ進めさせていただきます。また何かありましたら、後でも結構ですので、挙手ないし連絡をいただければ幸いです。

それでは、本日先ほど皆様からいただいた御意見については、いずれもおおむね方向性は共通しているものと考えております。その内容は、次の2点にまとめられると思います。

1点目は、翻訳整備計画への法令掲載数を増加させるとともに、迅速に公開する体制を整備すること。2点目、A I翻訳の導入に伴って現在の業務フローを見直すこと、この2点に集約されると思います。

本会議は、法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議及びその構成員である関係省庁に対して、必要な資料の提出及び説明を求め、又は意見を述べるができる、とされております。本日皆様からいただいた意見につきましては、できる限り具体的な内容や目標として書面にした上で、事務局を通じて関係省庁連絡会議に報告していただくのが適当ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。また、関係省庁連絡会議に報告する内容に関しましては、さきに申し上げました2点とすることとして、その詳細に関しては座長に一任していただければと考えておりますが、この点につきましても、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

次に、仲條オブザーバー、その他政府側の構成員の方から御発言や御意見がありましたら伺いたいと思います。

仲條様、お願いいたします。

○仲條オブザーバー ありがとうございます。ジェトロの仲條でございます。本日、非常に中身の濃い会議でございまして、非常に私としても、誘致をする者としても、非常に心強く感じた次第でございます。

中村先生から御要望いただきました、ジェトロのウェブサイトを使ってのJLTへのアクセスの確保であるとか拡大については、これから直ちにこれに着手させていただきたいと思っております。

私ども、誘致に際して、例えばローズ・アンド・レギュレーションズというような形で、いわゆる会社の設立であるとか運営に関するエッセンスを紹介する冊子を作成しているところでございます。ウェブサイトにも詳細にこういったフローチャートであるとか、会社の作り方であるとか運営の仕方という観点から、こういう資料を整備しているんですけども、これは非常に人気のあるコンテンツになっておりまして、ジェトロのウェブサイトの中でも最もビューが多いサイトになっております。こうした会社の設立の一般的な部分についてはカバーができております一方、やはり業に関するものであるとか、業に関する規制であるとか法令については、なかなか我々としても手が回らないということでございまして、そういう意味では今回のこの取組というのは非常に有り難いというふうに感じております。

参考資料10に付いているアクセスの多い上位の10法令を見ても、そういった会社法、民法に並んで、金融であるとか医薬であるとか、あるいは労働関係法令であるとか、様々な業に関わるもの、あるいは個別分野に関するものについてのアクセスがあるということは、この証左ではないかというふうに考える次第でございます。

一方で、法だけではビジネスの上でなかなか、どういう解釈になるのか判断が付きにくい、こういったものについて個別に一つ一つ、各省庁様に私どもからの照会をかけている状態です。これは内閣府の対日投資推進会議、ワーキンググループの方にも御提案させていただいておりますが、法令適用の事前確認制度、いわゆるノーアクションレターであるとか、それからグレーゾーン解消制度、こういったそれぞれの法の解釈について、あるいは適用の方法、あるいは適用の手順についての制度は整備されているものの、なかなか十分に活用されていないような状況でございますので、こういったものの一層のPRなども必要ではないかと考える次第でございます。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

○阿部座長 仲條様、ありがとうございました。

その他の方々、いかがでしょうか。

内閣府対日直接投資推進室の方、いらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○永井室長 内閣府の大臣官房審議官兼投資推進室長の永井でございます。本日は非常に活発な議論を拝聴させていただきまして、ありがとうございます。皆様も御高承のとおりでありまして、正に私どもでは世界との金、物、人の自由な往来を通じて我が国経済の持続的な成長を目指すために、海外からの人材、資金及びビジネス環境改善を進めるということは重要な課題と考えておりまして、国内の対内直投の推進を進めているところであります。

経済団体の皆様からも御指摘があったとおりで、我が国の正にビジネス環境の整備を進める、そのための必要な整備を進めるに当たって、この日本法令の外国語訳の推進はもちろ

ん非常に重要な取組の一つでございます。これまでも関係省庁の取組によって一定の前進はしていると承知をしておりますけれども、私どもとの関係で申し上げれば、例えば、先ほど仲條オブザーバーの方から言及がありましたワーキンググループにおいても、例えば外為法の関連法令の外国語訳の更なる充実を求める声があったり等々、参加されている外資企業や外国人投資家からは引き続き強い要望を受けております。

本日正に議論いただいたA I 翻訳の活用や、翻訳整備計画の法令掲載プロセスの変更であったり等々、業務スキームの見直しなどによって、取組が更に加速され、当初目標のキャッチアップがなされることを強く期待しております。

この関連では、ここで私どもの業務の御紹介になりますけれども、今年の春、恐らく4月になると思いますけれども、今年の初め、去年の終わりから、岸田総理から御指示を頂いております、海外からの人材、資金の呼び込みのための新たなアクションプランというものを今、策定中でございます。正にこの日本法令の外国語訳の推進についても、そこで強調させていただきたいと思っておりますし、引き続き法務省とはしっかりと連携を取りながら、関連の取組を進めてまいりたいと考えております。

委員の皆様、法務省様の引き続きの御尽力と、取組の迅速かつ着実な実行をお願い申し上げて、私からの発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○阿部座長 永井様、ありがとうございます。

次に、内閣府知的財産戦略事務局の方からお願いいたします。

○澤川次長 内閣府知的財産戦略推進事務局次長の澤川と申します。日本法令の国際発信に関する官民の皆様のごこれまでの取組に敬意を表したいというふうに思っております。

本日議題の日本法令の外国語訳につきましては、私どもが毎年公表しております知的財産推進計画、これは総理大臣を本部長とする知財本部において決定されるものでございますが、その最新のもの、昨年の6月のものでございますが、そこにおきましてA I 翻訳ということで具体的に記述をするなど、記載内容の充実を図ったというところでございます。知財関係の法令が外国語に翻訳されて海外に発信されるということになりますと、日本の取組がしっかりと国際的にも周知され、信頼性、透明性が高まるというふうに考えております。こういったことを通じて、ひいては海外からの投資の促進、日本の国際競争力の強化に資するというふうに考えておまして、私ども知財事務局としても引き続きこういった取組を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○阿部座長 澤川様、どうもありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、最後に関係省庁連絡会議の議長であります法務省の竹内司法法制部長から一言お願いしたいと思います。

○竹内司法法制部長 司法法制部長の竹内でございます。本日は御多忙の中、本会議に御出席いただき、また、法令外国語訳の推進に向けた貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございます。

柏木前座長におかれましては、本会議の立ち上げ当初から多大な御尽力を賜り、A I 翻訳の導入に道筋をつけていただきました。本施策を前に進める上で大きな転換点といって過言ではないと思っております。心より感謝を申し上げます。

また、阿部座長におかれましては御多忙の中、座長に御就任いただき、誠にありがとうございます。引き続きの御指導をどうぞよろしくお願いいたします。

さて、皆様からいただいた御意見につきましては、今後開催予定の関係省庁連絡会議に速やかに報告をさせていただき、政府全体で共有したいと存じます。その上で、本施策を加速化するための方策を更に検討いたしまして、速やかに実行に移すことで、対日投資の呼び込みや我が国に対する理解の促進という本施策の趣旨を全うできるよう、一層尽力してまいりたいと存じます。

本日はありがとうございました。

○阿部座長 それでは、本日はこれもちまして閉会とさせていただきたいと思います。

お忙しいところ、本日はどうもありがとうございました。

以上